

倫理規程

(目的)

第1条 この規定は、次条に掲げる公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の役員及び職員等（以下「役職員等」という。）の関係者が公益財団法人長野市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第3条に規定する目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 評議員（定款第16条に規定する評議員をいう。）
- (2) 役員（定款第28条に規定する役員をいう。）
- (3) 会長等（定款第36条に規定する会長、副会長、顧問及び参与をいう。）
- (4) 専門委員（定款第46条第2項に規定する専門委員をいう。）
- (5) 職員（定款第47条第2項に規定する職員をいう。）
- (6) スポーツ少年団（長野市スポーツ少年団の登録者をいう。）

(社会的信用の維持)

第3条 役職員等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第4条 役職員等は、関連法令、定款、倫理規程等関係諸規程を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 役職員等は、「公益財団法人長野県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践しなければならない。

(遵守事項)

第5条 役職員等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ること並びに斡旋及び強要をしてはならない。
- 4 役職員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助金、助成金等に係る経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正操作を行ってはならない。
- 5 役職員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役職員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第6条 専務理事は、役職員等が前条に定める遵守事項に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等にこの規程に違反する行為があったと認められる場合は、次の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員等の解任については、総務専門委員会の意見を聴取した上で、定款第17条第1項及び第33条の規定により行う。
- (2) 会長等、専門委員及びスポーツ少年団の解任については、総務専門委員会の意見を聴取したうえで、理事会の決議により行う。

(3) 職員の処分については、理事会の決議により別に定める。

(私的利益の禁止)

第7条 役職員等は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第8条 役職員等は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 役職員等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 役職員等は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第11条 役職員等は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(その他)

第12条 この法人の加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不相当と認められるときの処分については、加盟団体及び会員に関する規程による。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。